

下 総 第 8 7 8 号  
令和5年(2023年)6月14日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年12月1日付け監査報告第20号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 豊北総合支所市民生活課 〕

下関市デイサービスセンター「ほのぼの」について

〔指摘事項〕

- (1) 事前に書面による市の承諾を受けることなく、指定管理者が指定管理業務の一部（塵芥収集運搬業務）を第三者に再委託していた。指定管理者は基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。また、所管課は指定管理者が基本協定書に基づき適正に事務処理するよう指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。

（改善措置状況）

令和4年10月25日付けで、下関市デイサービスセンター「ほのぼの」の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第18条第2項の規定に基づき、指定管理者から塵芥収集運搬業務の再委託承諾についての申請を受け付け、同日付けで承諾の手続を完了した。

また、基本協定書第18条第5項の規定に基づき、同日付けで指定管理者から当該業務の契約書の写しも提出されている。

今後も引き続き、基本協定書に基づき適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、所管課として業務の履行状況の確認を徹底する。

以上